

議長（高木将君） 次，26番宇野隆子君の発言を許します。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。発言通告に基づいて，一般質問を行います。

最初に，住民税大幅アップと市の減税・減免対策について伺います。

昨年の大増税に続いて，ことしは定率減税の全廃と老年者控除の廃止による課税額の経過措置2年目の負担増によって住民税が大幅アップとなるほか，税源移譲に伴う住民税の大幅アップが重なります。高齢者の方々からは，少ない年金からこれ以上税金を取られたら生活できないと，これ以上何を節約しろというのかと，不安と怒りの声が届いております。あれこれの税控除をはぎ取られた高齢者は特に深刻です。

当市では納税通知書の発送が6月18日予定と聞いておりますけれども，このような大幅な税制改正の中で，もう少し早く住民に発送ができないものかどうか。業者に委託されておりますけれども，どのような理由で中旬以降になっているのか伺いたいと思います。

また，回覧板によりまして，住民税が大きく変わりますというチラシを各戸に配布し，読んでみますと，所得税と市民税をあわせた納税額は，税源移譲によって変わりませんというポイントを説明しております。しかし，さきに述べたように，定率減税の廃止，高齢者には年金課税強化が加わります。全国の納税通知書が届いたところでは，増額ぶりに仰天したなどの声が相次ぎ，怒りと困惑が広がっております。税制改革と税源移譲による住民税の大幅アップについての市長のご見解を伺います。また，税源移譲に伴う住民税の増税，定率減税の廃止に伴い，新たに影響を受ける方の総数及び増額分はどのくらいになるのか伺います。

常陸太田市市税条例31条で市民税の減免を規定しておりますが，対象となるのは，生活保護を受ける者，所得が皆無となったために生活が著しく困難となった者，またはこれに準ずると認められた者となっておりますが，この規定が過去に該当者があったのかどうか伺います。

この規定をまず緩和して，そして，これは神奈川県の川崎市や鎌倉市の例ですけれども，小額所得者減免制度，これを創設しております。川崎市の場合の制度の内容を調査しましたけれども，例えば65歳以上のひとり暮らしの場合なら，公的年金232万7,600円以下で生活が困難な状況を把握できれば，住民税は免除になります。給与収入の方も，年齢に関係なく，定められた基準以下なら減免が可能になっております。低所得者の負担増等軽減できるように，減税・減免制度の拡充についてのご見解を伺います。

また，残されている税控除の制度ですけれども，障害者控除，医療費控除などの制度の開設，利用促進を，わかりやすく，積極的に行うことも重要だと思います。介護認定を受けている方が寝たきりとか認知症などの場合，障害者控除や障害者特別控除が受けられ，税金が安くなる，減税される，こういうケースが数多くあります。市の担当窓口で丁寧に説明していると聞いておりますけれども，窓口には直接来られない要介護認定高齢者に，郵

送や、ケアマネージャーを通じて個別に情報を提供して、一定の基準に該当していれば障害者控除の交付申請ができるように周知に努められることを求めますが、ご所見を伺います。

2番目に、入札における落札差金と低入札価格への対応についてお伺いいたします。

入札制度の問題では、この間、一般競争入札の拡大や情報公開など、一定の改善が図られてきております。予定価格を事前に公表し、談合を防ぎ、公正な競争が確保できれば支出を抑制できます。当然、予定価格と契約価格との差額、差金が発生するわけですが、例えば公共事業の場合、国・県補助、一般財源、特定財源など、必ずしもその差金が財源とはならないと思いますけれども、その差金の活用についての考え方と、具体的な活用がどうなっているのかお伺いをいたします。

今さら申すまでもなく、公共事業は、地域経済及び雇用にとって重要な経済的支柱となっております。それだけに、公共事業における発注や執行ルールづくりは大事な課題となっております。建設業者が生き残り、労働の機会を確保していくためには、公共事業である建設物生産に携わる労働者の労働条件と、公共事業建設物の品質・性能が一定水準以上に保たれる必要があります。

したがって、落札価格が安ければいいというものではないことは当然です。そのためには、工事契約に至る入札方法、執行の安全、効率性、生産性の品質維持を可能にする施工過程での事業者、労働者の管理・監督も必要になってくると思います。当市の低入札価格への対応についてお伺いをいたします。

3番目に、DVDアニメ「誇り」の教育現場への持ち込みについてお伺いいたします。

文部科学省の委託事業として、改憲を掲げる日本青年会議所作成のアニメを使う近現代史教育プログラムが、各地の高校・中学校などで行われようとしていることが国会質問で明らかになりました。問題の教材、このアニメは、日本青年会議所が作成した「誇り」と題するDVDで、このDVDは、日本の戦争を「大東亜戦争」と呼び、登場人物の青年が女子高校生に、愛する日本を守りたい、戦争は自衛のためだった、アジアの人々をロシアから解放するための戦争だった、こうしたことを語りかけたものです。

日本の植民地支配については、従軍慰安婦や強制連行を初め、侵略・加害の歴史には触れておりません。戦後日本の国際社会復帰の原点と戦争の痛苦の反省から生まれた日本国憲法の精神を否定するもので、過去の戦争への反省とおわびを述べた91年の村山談話に反するものであることも明らかです。

私は教育長に、3点について強く要望し、見解を伺います。1つは、いかなる名目でも公共の場で使用しないことを、各学校、教育関連施設に徹底すること、2つ目に、同趣旨の講演会などについて、市として後援、協賛、協力などは行わないこと、3つ目に、文部科学省が採用したことに対して、この事業の認可を取り消すことを求めること、以上について伺います。国会の質問で伊吹文部大臣は、私が校長だったらこれは使わないと申したそうでありましてけれども、教育長の見解を伺います。

4番目に、小中学校への図書司書の配置についてお伺いいたします。

小中学校への図書司書配置について、読書の持つ重要さから、何度も取り上げて10年以上になります。絵画を見ることが美しいものを見る目を育てるように、本を読むことは言葉を育て、人生を深く生きる力をはぐくみます。子供の読書が豊かに行われることを心から願わずにはおれません。

2003年4月から、12学級以上の学校では司書教諭を必ず配置することになりましたけれども、現場では、クラスを受け持つ司書教諭が司書の業務を兼務しております。これでは十分な指導援助はできません。専門の司書の配置をしてこそ初めて本来の学校図書館としての機能が果たせるのではないのでしょうか。

専門図書司書が配置されている学校では子供たちが本好きになる事例など、これまでの一般質問の中でも述べてまいりましたので、図書司書がいるといないのとではどれだけ大きな違いがあるかということは省略いたしますけれども、せんだって新聞報道で、フィンランドの内容が出ておりました。これはお読みになった方もいるかと思いますが、フィンランドは、経済協力開発機構が世界各国の15歳の子供たちを対象に行った学力テストが、最近2回連続で、読解力テストで1位の成績を修めている。成績がよかった理由の1つに、図書館で本をたくさん借りて読んでいることを挙げております。

フィンランド大使館のホームページに、「ムーミンと遊ぼう、フィンランドのこと」というサイトがあり、1学級は22人で、学習塾はありません。子供の学校生活のことや、学校図書館に宿泊もできる。2人の先生がいて、インターネットでおもしろい本や情報を探す方法を教えたり、小説を書きたい生徒にコンピューターを教えたりしており、図書館は楽しいことが紹介されております。日本でも文部省が、このフィンランドの実態を学ぶようなこととお話ししておりましたけれども、これは外国の問題だけのことではないと思います。

また、学校図書館の図書の整備を、文部省が、引き続き2007年度から2011年度の5年間、新学校図書館整備計画による図書標準の達成を目指して財政措置を行っておりますけれども、図書の整備の充実を図る上でも、そして何よりも図書館が楽しい場所であることを子供たちが実感できるように、学校図書館に専門の司書を配置すべきだと思いますが、ご見解をお伺いいたします。

5番目に、低所得者への国保税の減免制度の拡充についてお伺いいたします。

4,700万人の国民が加入する市町村の国民健康保険は、高過ぎる保険料、非情な保険証取り上げ、増大する無保険者など、国民皆保険制度の土台を掘り崩すような状況になっております。年収200万円台で20万から30万円の国保税の負担を強いられたり、また今年度4月から賦課限度額が53万円から3万円引き上げられ56万円になるなど、国民健康保険料・税は、既に住民の負担能力をはるかに超える額となっております。

このような中、ことし、各地で国保税・税値下げに踏み切る自治体が生まれています。経緯や財源はさまざまですが、国保税・税値下げを求める住民の世論と運動、もはや負担

は限界という市町村の判断によるものです。国保行政は自治事務であり、個別の対応は市町村の裁量にゆだねられています。国は、新たな収納対策の強化に乗り出し、来年4月から65歳以上加入者の年金者からの保険料天引き、財産の差し押さえなどを進めており、低所得者への減免制度の拡充を初め、払える保険料にしていくことが急務だと思います。

私はこれまで、基金の取り崩し、一般財源からの繰り入れなど、国保税を引き下げる市独自の努力を求めてきました。県内においても、高萩市や常総市などで、低所得者に対する市独自の減免制度を採用しております。例えば常総市の場合、減免する理由として、被保険者等の世帯の生計を主として維持する者が、倒産もしくは休廃業、または退職等のため、引き続き90日以上失業していることにより生活が困難となったとき、所得割額を免除などとしております。当市が行う市税減免についても、減免条例、規制を拡充し、生活実態に即した免除・軽減が図られるよう最大限の努力を行うことが求められていると思いますが、ご所見を伺います。

6番目に、小学校卒業までの医療費の完全無料化についてお伺いします。

本格的な少子高齢化社会を迎え、子育て層が安心して子供を生み、育てられる施策の充実が求められています。今、格差と貧困の広がりは、子育てにお金がかかり、経済的に育て上げる自信がないと、子供を生めない理由にもなっております。子育ての支援を考えると、子供たちの医療費助成の拡充が本当に大事な課題となっております。若い世代の働き方がとても不安定になり、収入も減り続けているだけに、せめて子供が病気になったとき、お金の心配なしに病院にかかりたいという声が、私ども日本共産党が各地で行っている暮らしのアンケートでも若い世代から多数寄せられています。

今、全国の自治体で、また茨城県内でも、小学校卒業まで、中学校卒業まで無料化を行うところがふえております。乳幼児の健全な育成と児童福祉の向上に大きな役割を乳幼児医療費無料化は果たしております。現在、当市においては、就学前まで自己負担分を肩代わりしております。この医療費助成を拡充して、年次的な計画も含め、小学校卒業までの医療費の完全無料化を図り、子育ての世代をしっかりと支える制度の充実を求めたいと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

もう一つは所得制限撤廃についてです。市町村の制度内容に大きな格差があります。しかし、自己負担分の肩代わりや所得制限撤廃をする自治体が大勢になっています。現在、所得制限に該当する人は、乳幼児数全体のうちどのぐらいいるのかお伺いをいたします。また、所得制限の考え方についてもあわせてお伺いいたします。

7番目に、介護予防事業についてお伺いいたします。

介護予防事業は、運動機能トレーニングや食事指導などによって、高齢者が介護保険のサービスを使わなくても済むようにすることを目的とした事業です。昨年度は、どこの自治体でも厚労省の見込みを大幅に割り込む結果となり、この4月から対象者の認定条件が緩和されました。例えば運動機能では、当てはまる必要のある項目数を現行の5項目すべてから3項目以上に、食事など口腔機能も、3項目すべてから2項目以上と緩和されてお

ります。

介護予防事業について3つについてお伺いいたしたいと思いますが、当市では1つ特定高齢者の把握のために、現在どのような計画が立てられているのか、2つとして、何らかの介護は必要ということで介護認定調査を受けるわけですが、非該当になった方への包括支援センターあるいは在宅介護センターへつなぐ手だては確実に行われているのか、特定高齢者としてリストアップし、追跡調査をしているのか、3つ目に、包括支援センターあるいは在宅介護センターの果たす役割は今後どのように考えていくのか、以上の3点についてお伺いいたします。

8番目に、ごみの分別収集の現状と改善についてお伺いします。

当市の一般ごみ回収は、可燃物、不燃物、資源化ごみなど9種類と粗大ごみに区別し、収集されております。可燃物は、生ごみを初めとして、紙や木、ビニール、プラスチックなどの一般家庭ごみを分けずに収集処理しております。今、ごみ環境問題への関心が高まり、ごみの分別や資源回収などを進め、何とかごみを減らしたい、燃やさないようにしたいと、多くの方がその解決を願っています。当市の分別の現状がどうなっているのか。残念ながら著しく悪い状況だと聞いておりますが、具体的にどうなっているのか、またその対策について伺います。

環境省は04年10月に、一般廃棄物処理システムの最適化と称して、廃プラスチックについては、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展、最終処分場の逼迫状況等を踏まえれば、直接埋め立てを行わず、熱回収を行う方向として、一般廃棄物としてプラスチックごみを焼却する方針を打ち出しました。

これに対して、可燃ごみにすると分別や発生抑制への意欲がそがれる、ごみ発電の効率は10%と低く、リサイクルとしてはむだが多い、ダイオキシンや重金属類などの有害物質に加え、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を発生すると批判の声が挙がりました。環境省のこの方針を押しつけるべきではないと思います。プラスチックの分別にあわせて、厚労省のこの方針をどのように受けとめておられるのかお伺いいたします。

私は、行政と市民が協力してプラスチック類の分別をして、ごみの量の削減、有害物質の発生抑制、焼却炉への負荷の軽減を図るべきだと思います。その際、分別促進のために、資源ごみの有料となっているごみ袋を無料あるいは値下げも考えてはどうかと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

資源化率ですけれども、昨年度11.3%と出されております。今年度目標を13%、最終的には30%を目標に取り組む計画と伺っております。出前講座開催も、昨年度実績4回を、今年度はその6倍、24回にふやす目標で、大変有効だと思いますが、今後どのような施策をどのように推進していくのか伺います。

9番目に、町内管理の防犯灯維持管理の問題についてお伺いいたします。

常陸太田地区の防犯灯は、電気料や蛍光灯等の維持管理費用を町内会負担、つまり住民負担となっております。金砂郷地区、水府地区、里美地区は、すべて町・村時代に公費負

担であったために、それが引き継がれて、すべて現在は市負担となっております。防犯灯の取り扱いについて今年度調整をして、来年度太田地区に統一する予定になっているようですが、合併して、またサービスの低下、負担増を住民に押しつけるつもりでしょうか。

例えば私の住んでいる内堀町では、毎年、電気料、修理代など8万円前後を支出しております。もっと大きな町内を調べましたら、二十七、八万、30万近くかかっているという町内もあります。ですから、町内の防犯灯管理にもアンバランスがあります。その結果、市民の安心・安全が保障されないような状況が生じては問題です。

防犯灯などの明るさの確保は、夜間における事故や犯罪の防止のために有効な方策であり、市が責任を持って進めるべきではないでしょうか。防犯灯設置、維持管理費を全額公費負担で統一していくべきだと思いますが、ご所見を伺います。

最後に、常陸太田駅周辺地区整備計画についてお伺いいたします。

先日、常陸太田駅周辺地区整備計画案が示されて、12日まで、きょうまでですけれども、縦覧され、今後、地元説明会、公聴会等の都市計画の変更手続を進め、10月下旬には都市計画を決定、平成20年度着工される予定となっております。公聴会の口述申し期間の状況について、まずお伺いをいたします。

この整備計画については、2000年度、駅を含む5.6ヘクタールの区域で、予算七十数億円で、土地区画整理事業と市街地整備を計画したわけですが、私は当初から見直しを求めてまいりましたけれども、日立電鉄線の廃止などがあり、計画の見直しが行われ、本年度9,000万円からの予算を計上したわけです。

今回、概算で、駅舎関係で16億円、道路関係で7億円と、計23億円の事業計画が示されました。前回の計画策定が大幅に見直しされ、地元住民も、理解された方もおれば、困惑している方もおられるようです。5月17日から18日に開かれた地元説明会でもさまざまな意見が飛び交ったと全員協議会の中でも話が出されましたけれども、この整備計画は、多くの市民の意見を反映させていく必要があります。

安全性、利便性、機能性などについて十分検討されたものと思われましても、ご所見をこの点でお伺いいたします。また、市民の納得いく形で整備されるよう、今後のスケジュールの中での取り組み方についてご見解を伺います。また、JR東日本とどのような協議を進めるのか、これについてもお伺いをいたしまして、1回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 宇野議員のご質問の中で、住民税大幅アップと市の減税・減免対策についてご答弁を申し上げたいと思います。

地方への税源移譲のために、地方税法の改正によりまして、市・県民税がふえる分、所得税が減るために、全体的な税負担は変わらないことを基本として、しかし、税率が10%になり、あるいは定率減税が廃止となりますために、県民税をあわせると市民の負担は増しているという状況となっております。加えて、年金課税の見直しなどによりまして、

高齢者の税負担増となっているところでございます。

しかし、少子高齢化社会における医療、介護、あるいは少子化対策に要する費用が増加をしている状況でもございますし、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点からの税制改正であるというふうに理解をしているところでございまして、一定の所得を有する方からの税負担は、現時点やむを得ないものと考えているところでございます。

厳しい財政状況の中、合併後の新たなまちづくりを展開していきますための貴重な財源といたしまして、これを有効に活用していきたいと考えております。なお、市民税の減税あるいは減免につきましては、現行制度の中で対応してまいりたいと考えます。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 総務部関係のご質問にお答えいたします。

まず、住民税大幅アップと市の減税・減免対策についてでございますけれども、詳細の部分について私のほうからお答えを申し上げたいと存じます。

まず、納付書の発送が6月18日となっている理由ということでございますけれども、市・県民税の納税に関しましては、前納報奨金、これは、納期が来る前に納めていただいた場合に、その納税者に報奨金を支払う制度でございます。この前納報奨金の計算の関係に伴いまして、18日となっております。

次に、税制改正の影響を受ける総数とその額というご質問だと思いますけれども、現在、納税義務者数は2万6,649人となっております。このうち今回の税制改正のためによる影響者数、あるいは個々人の影響額、こういうものについては算定が難しいという状況でございます。全体としましては、市・県民税をあわせると14億3,000万円がふえるということでございまして、そのうち市民税への影響額は5億8,500万円という状況になってございます。

減免規定は、過去、該当があったのかというご質問でございますが、過去3年間、減免申請の方はおりませんでした。

それから申告における控除について、特に障害者控除等のPRを図っていくべきだろうというご質問がございました。申告における控除の種類につきましては、例えば給与所得の場合においても十数種類ございます。1つだけを出ししてのPRは困難であろうと考えております。

次に、入札における落札差金と低入札価格への対応についてでございます。

入札における落札差金につきましては、予算編成に当たって多額の基金取り崩しを計上しておりますので、契約差金によって基金の取り崩しを取りやめ、その減少を食い止めるための財源としているところでございます。今後もこうした基本姿勢により予算編成をしてまいりたいと考えております。

低入札価格への対応については、常陸太田市低入札価格調査制度実施要項によって対応することとなっております。対象工事については、請負に付する額が、土木工事は3,5

00万円以上、建築工事は5,000万円以上となっております。平成18年度においては、調査基準価格を設定したものが18件、そのうち調査を実施したものが7件となっております。

この調査は、入札で最低価格の入札者が調査基準価格を下回った場合に実施することになっており、入札者の事情聴取を行い、その結果に基づき、市建設工事等審査委員会で契約の内容に適合した履行がなされるか否かの審査を行うこととなっております。18年度においては、調査をしました7件とも、適合した履行がなされると判断されました。当該7件の工事の出来高については、仕様書どおりに施工され、特に問題となるべきものはございませんでした。

下請け労働者にしわ寄せがいくとのことについては、事情聴取のときに、工事費内訳や見積書の提出をさせており、その中で下請け等の状況があればチェックをしております。このチェックの中で明らかな不法があれば認められないこととなります。

以上でございます。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） DVDアニメ「誇り」の教育現場への持ち込みについてのご質問にお答えをいたします。

本市におきまして、議員ご指摘の社団法人日本青年会議所作成のDVDアニメ「誇り」を活用した小中学校はございません。学校において教科書以外の教材を使用するに当たっては、校長は有益かつ適切と認めたものを選択しなければならないという定めがございます。教育委員会といたしましては、今までも指導してきたところでございますが、改めて学校長会議で、教材を使用する場合、教材の中身が子供たちにとって有益かつ適切であると認められるものであるかどうかを十分吟味して判断するよう指導してまいりたいと思っております。

次に、DVD「誇り」について教育長の考えをということでございますが、私もDVDを借用いたしまして、中身を見せてもらいました。主人公「こころ」という女の子が、夏休み、老人ホームの体験学習に行った中で、近現代史を勉強している青年「雄太」と会い、明治以降の日本の歩みの説明を受けるストーリーになっております。

開国から日清戦争、日露戦争、そして第二次世界大戦と、ずっとその説明を受けながら、その歩みについてDVDは流れておったわけでございますが、特に第二次世界大戦の背景、原因等についてはいろいろな諸説等があるわけでございますが、約30分のDVDとはいえ、一部の面において強調され過ぎる面があるというような感想を持った次第でございます。

続きまして、小中学校への図書司書の配置についてのご質問にお答えをいたします。

学校図書館は、読書する場として、学習する場として、また学習の情報を得る場として、児童・生徒の想像力を培い、豊かな心をはぐくむとともに、学校教育の中核的な役割とし

での重要性が増しております。市内小中学校では、ほぼ全校に、学校図書館法に基づき図書司書が配置され、児童・生徒に対し、主体的な学習の支援や、また児童・生徒の読書習慣の形成を図る上で大きな役割を担ってきております。さらに、学校図書館への掲示物の作成や図書の整理、廃棄等、また児童・生徒並びに教師に対して専門的な指導助言も積極的に行っております。

また市立図書館では、学校との連携を年々深めております。図書館ボランティアが学校に出向いて、PTA、学校ボランティアの人たちと一緒に図書修繕研修会を開き、傷んだ本の修理に当たっております。また、図書館司書が学校の依頼により、ブックトークとして、テーマに沿って未知の本との出会いができるよう児童・生徒に紹介をしたり、図書購入あるいは団体貸し出しに当たり、各学年に合った図書の選定をしたりして、学校における図書担当者の負担軽減も図ってきているところでございます。

また専任の司書の配置につきましては、県都市教育長協議会において、毎年、県に要望しているところであります。今後とも引き続き、その配置につきまして要望してまいりたいと考えております。なお、小中学校への図書司書配置につきましては研究課題とさせていただきます。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 5番の、低所得者への国保税減免制度の拡充についての中でのご質問にお答えをいたします。

国保税の減免につきましては、地方税法第717条の規定に基づきまして、常陸太田市国民健康保険税条例で定めております。徴収猶予、それから納期限の延長等によっても、納税が困難であると認められるような場合に行うものであると考えているところであります。よって、単に総所得金額等が一定金額以下のものというような基準によりまして減免の範囲を指定することはできないものと判断をしているところでございます。

当市の低所得者への対応といたしましては、地方税法に基づく6割・4割の税軽減を行っているところでございます。また随時、納税相談等を通しまして、個々の状況を見きわめながら、分割納付によりまして完納をお願いしているところでございます。今後とも6割・4割の軽減制度の活用と納税相談の充実等を推進し、保険税の公平かつ適正な賦課に取り組んでまいりたいと思っております。

次、6番になりますが、小学校卒業までの医療費を完全無料化する件についての中で、ご質問にお答えいたします。

医療福祉制度につきましては、ご承知のとおりと思っておりますけれども、健康保険で病院などにかかった医療費の一部負担金を県と市が補助をする制度でございます。受給者は、外来、入院などの自己負担金を支払うだけで医療を受けられることになるわけでございます。市では、平成17年11月に制度の改正を行いまして、3歳未満から未就学児までの年齢拡大をしてきております。さらに外来自己負担について、昨年4月から、乳幼児に加えま

して妊産婦に対しましても補助をしております。したがって、乳幼児・妊産婦の方は、外来診療に関しては無料となっているところでございます。

これらの単独事業を取り入れてまいりましたが、小学校卒業までの医療費の完全無料化や、またそのありました所得制限の撤廃につきましても、市としましては、現時点では実施する考えは持っておりません。所得制限については、県の実施要項等によりまして基準が設けられておりまして、市におきましても基準どおり実施をしているところでございます。

以上でございます。（「所得制限を受けている……」と呼ぶ者あり）所得制限につきましては県の要領で実施しておりますので、市においても県と同基準でございます。（「所得制限を受けている人、人数」と呼ぶ者あり）今、資料を持っておりませんので、次回答弁させていただきます。

議長（高木将君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 高橋正美君登壇〕

福祉事務所長（高橋正美君） まず1点目、住民税関係の介護認定者の障害者控除の件についてですけれども、介護認定者すべてが住民税申告をするとは考えられませんので、個別には行わず、現在行っております広報によりまして、今後も周知していきたいと考えております。

続きまして介護認定ですけれども、特定高齢者の把握につきましては、基本健診の個別健診と集団健診により把握をしております。ちなみに個別健診の平成18年度実績につきましては、受診者数86人で、そのうち特定高齢者の該当者につきましては16人となっております。

次に、要介護認定審査の結果、平成18年度、非該当になった方につきましては、地域包括センターのみデータを送付しております。地域包括センターとしましては、非該当となった方のうち、ケースによって対応しておりますけれども、全体的には、その結果に対する支援等が十分でなかったところがあると思っております。

この非該当になった方の中には、地域支援事業に該当する可能性もあることから、今後は、非該当となった方に、制度について理解を得よう周知するとともに、地域包括支援センターにおいて、状況に応じ、調査等を行いながら、本人の状態に合わせた適切なサービスが受けられるよう対処してまいりたいと考えております。

なお、地域包括支援センターは、地域の高齢者の心身の保持、保健、医療、福祉の向上、生活の安定のため必要な援助、支援を、包括的・継続的に行う機関であることから、在宅介護支援センターと連携し、介護予防を含め、高齢者を総合的に支えていくセンターであると考えております。

以上です。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 再度，登壇させていただきました。所得制限につきまして答弁漏れがありましたので，ただいまから申し上げます。所得制限の該当者につきましては303人でございます。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 市民生活部関係のご質問にお答えいたします。

最初に，ごみ分別収集の現状と改善についてお答えいたします。

当市のごみ収集における分別は，燃えるごみ，金属その他の缶類，ガラス・陶器類，乾電池，蛍光管，資源化缶類，資源化瓶類，ペットボトル，発泡トレーの9種類に分け，市民の方々をお願いをしているところでございます。

清掃センターでは，ごみの分析を月1回，可燃物ごみ袋の内容調査を年2回実施しておりますが，その中には，ペットボトル，トレー，新聞，雑誌，段ボール，布類，瓶類，缶類等，資源化できるものが含まれておりまして，分別の徹底と再資源化の方策が急務の状況にあります。これらの改善策につきましては，ごみ減量化に対する市民の意識改革以外には方法はないものと考えておりまして，生活環境課ごみ減量推進係の新設によりまして，専門的な清掃センターの職員も駆使し，現実に即した出前講座を積極的に，新たな展開をしているところでございます。

次に，廃プラスチックの考え方でございますけれども，厚労省の方針どおり，清掃センターは最新の設備で，プラスチック焼却に耐えられる設備でございますので，今のところ焼却処理で続けていきたいと考えております。

また，資源物の値下げをすべきとのことでございますが，現在の状況の中で値下げをした場合には，ごみ袋の指定もできないことから分別の徹底も望めず，収集そのものに混乱を来す恐れがあります。

次に，町内管理の防犯灯維持管理の問題についてお答えいたします。

防犯灯につきましては，防犯上大変重要なものであると認識しております。設置場所等につきましては，新設だけがふえ電気料がふえることのないよう，効率的な防犯灯の維持管理を行っているところであります。

常陸太田市の防犯灯，街路灯につきましては，各地区の設置要項により設置，管理を行っております。市負担の街路灯につきましては，市民生活の安全面の確保から，公共用建築物，施設の周辺危険箇所，幹線道路等の基準に沿って市が設置し，維持管理をしております。なお電気料につきましては町会負担となっております。

太田地区以外の3地区につきましては全額市の負担となっている状況ではありますが，今年度町会制度が整備されたことから，合併協定の中で常陸太田市に制度を統一することになっておりますが，他市の状況を踏まえながら，各地区の町会長と負担等について協議・検討を行い，統一する考えでございます。

以上です。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 太田駅周辺地区整備計画についてお答え申し上げます。

初めに、地元への説明についてでございます。地元の皆様を初め、市内在住の方々の一層のご理解をいただけますよう、駅舎の向きを変えるなどの見直し案によりまして、再度6月14日に地元にて説明会を開催し、引き続き金砂郷、水府、里美の各地区におきましても説明会を開催してまいります。

次に、駅を利用されます方々の利便性の確保についてでございます。駅利用者アンケート調査の結果などを踏まえ、駅事務室を初めとし、トイレ、待合室及び案内所などの設置を検討してまいります。

以上でございます。

次に、公聴会の口述申し込みの状況についてでございます。現在までに2の方が申し込みをいただいているところでございます。

〔「JRとの……」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 説明が足りませんでしたけれども、先ほどの駅を利用されます方々の利便性の確保に係るトイレ、待合室及び案内所等の設置についての協議がこれからの課題となっております。そのほかの技術的な課題については、ほぼ支社のほうでは了解されまして、現在、本社との協議となっていると伺っております。

議長（高木将君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 2回目の質問を行います。

先ほど市長から、第1項目の、住民税大幅アップと市の減税・減免対策について伺いましたところ、あらゆる世代が公平性を保つと、やむを得ないというようなことですが、特に今回の、昨年に続いての増税は、高齢者にひどい税負担が押しつけられているわけです。ですから、私はこういう高齢者の方に対しての、やはり他市で行っているような小額所得者減免制度、こうした、川崎市あるいは鎌倉市のこういう制度をぜひ研究してほしいと、このように思うわけですが、これについてももう一度ご所見、お願いしたいと思えます。

この新たに増税となる額ですけれども、市民税だけで5億8,500万、相当な税負担に市民がなるわけです。本当に緊急に、こういう増税は国に対してストップをかけるということが必要かと思えますけれども、市長の立場で、ぜひこういう申し入れを行ってほしいと思えますけれども、ご見解を伺います。

この中での税控除の制度ですけれども、これは先ほど答弁にもありましたようにさまざまあると思えますが、特に障害者控除、これについては、まだまだ介護保険制度が始まっ

てから十分に、こういう控除があるということが理解されていないという現状があると思います。ですから、1回目の質問でも申し上げましたように、こういう要介護認定高齢者の方などに対しては、ケアマネージャーなどを通じて、やはり個別にしっかりと情報を伝え、こういう努力がほしいと思います。ただ徴収するだけではなく、このような税控除もあるんだということ、これもやはり行政の責任ではないかと思えますけれども、こういうことに対しては、広報だけの周知にとどまらず、ぜひ努力してほしいと思えますけれども、いかがでしょうか、お伺いいたします。

DVD「誇り」の教育現場への持ち込みについてですけれども、教育長もごらんになったということで、大変質問しやすいと、私もこのように思ったわけですが、先ほど3点申し上げました。そして、教材については唯一適切なものと、教材の中身が有益であるというようなこととということでありましたけれども、ですから、それはDVDアニメの「誇り」にかかわらず、これはどの教材にも当てはまるのではないかと思います、ですから私は、この今回の、日本青年会議所作成の「誇り」というアニメについて、学校その他関連公共施設では使わないと、それから講演会なども協賛、協力はしないと、そういうことについて教育長はどのように考えているのか、このことについてお伺いをしたわけです。一部の面について強調されている面もあるということとありますけれども、もう一度、この3点についてご答弁お願いしたいと思えます。使うのか使わないのかというようなことですね。

それから、もう一つ教育長にお伺いしたいのは、このDVDアニメ「誇り」と関連してですけれども、愛国心を盛り込んだ教育改革3法案、この問題についてです。きょうの茨城新聞に、昨日、参議院文教科学委員会、狩野安委員長ですけれども、が、水戸市内で教育改革関連3法案などに関する公聴会を開いたと。出席者が水戸市教育長、それから大学教授と、元神栖市立の中学校の校長ということで、校長が現場や識者の立場から意見を述べたということで、この教育免許更新制についても、教師が魅力のない職業になっては困るとか、教育志望の学生の間で不安が広がっていると、懸念や弾力的な運用を求める声が挙がったと。

また学校教育法改正案についても、これは大学の教授ですが、義務教育の目標として、我が国と郷土を愛する態度を養うことなどを明記した学校教育法改正案について、このように言っています。人格の完成や個人の尊厳より国家や社会への貢献に重きが置かれていると、問題視したと、こういうようなことが公聴会で注文や不安が出されたということとありますけれども、教育長の今後の学校運営についての、教育3法案についてのご見解をお伺いいたします。

司書の配置です。これについては、司書教諭が受け持つクラスを持ちながら現在行っているということで、その負担軽減に、図書館あるいはボランティアなどが協力されているわけですが、私は、問題にしているのは、やはり司書教諭では十分な、司書として図書館の運営についての事業はできないと。ですから、やはり専門の司書をきちんと配置

すべきではないかと。囑託，あるいは身分はいろいろあると思いますけれども，きちんと予算を組んで，子供たちのために，本当に図書館の機能が発揮されて，本当に楽しい図書館であると，一人一人の子供が体験，実感できるような図書館にしてほしいと。そのためにも，やはり教育には，こういう部分についてはきちんと予算をとるべきではないかと。このことについてお伺いをしたわけです。

なぜ配置できないのか。予算的な問題でしたら，やっぱりこれはとらなければ，必要性があればとらなければならないと思います。学校数も多いので，年次的な計画を立てて，きちんと行っていくべきではないかと，取り組んでいくべきではないかと思いますが，もう一度改めて質問をいたしたいと思います。

国保税の問題ですけれども，これについては，当市の場合にいろいろきちんとした相談に乗ってほしいと思いますけれども，収入が減って，高い国保税が払いたくても払えないと，どうしても滞納してしまうと，こういう方が，現在，全国的にふえているわけです。当市は，最近は若干減ったと聞いておりますけれども，この滞納者に対するペナルティとして，資格証明書，短期保険証を発行しておりますけれども，現在，この短期保険証の表を見ると，括弧して「短」と書いてあるわけですね。ですから保険証を差別しているわけですね。これは短期の区別ではなくて，私は差別だと思うんです。こういうペナルティは，やはりやめるべきではないかと思うんです。

土浦市のお話を聞きましたら，これは人権無視の何ものでもない。そういうわけで，私の市ではこういう「丸短」，普通「丸短」と言っていますけれども，こういうものは人権の問題であるから印刷していないと，こういうことですが，やはりこれは本当に人権の問題でありますので，こういうことはやめるべきであると。土浦市のように学ぶべきではないかと思いますが，ご見解，伺いたいと思います。

子供たちの世代をしっかりと支える制度の充実，これは大事なことだと思います。先ほど，所得制限の問題ですけれども，303人ということですね。そう大きくない数字だと思います。そして，やはり子供を生み，育てるというのは同じなんです。所得に若い世代がそう大きな差があるわけではありませんし，やはり子の誕生を祝うと，そういう意味でも，こういう所得制限をつけずに，子供の医療費そのものは，小学校卒業まで年次的に軽減を，完全無料化を求めたいと思いますが，当面，この所得制限を撤廃して，こういう303人の方にも適応できるような体制をぜひつくってほしいと思いますけれども，いかがでしょうか，ご答弁をお願いいたします。

それから介護予防事業について，なかなか十分ではない部分が先ほど語られました。地域包括センターとの，きちんと行政が連携を組んで，対象となる人の，先ほどもありましたけれども，調査状況を把握しながら適切な指導援助を行っていきたくて，こういうような答弁ですが，こういう体制づくりについてはしっかりできているのか，これからつくるのか，今後大丈夫なのか，その点についてお伺いをいたします。

ごみの分別収集の問題については，本当に出前講座もしっかりさまざまな場でやってい

ただいて、これこそ市民の協力あってのごみ減量化だと思しますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 宇野議員の2回目のご質問の中で、住民税について、高齢者の税の減免につきまして、他市の状況等について調査・研究をするということについては、これを早速行っていきたいと、こういうふうに思えます。

そしてまた中央に対しましても、高齢者等に対する税のことにに関して、もっと地方自治体からの要望をすべきというようなお話もございました。議員ご案内のとおりでございますが、ただいま進められております地方分権、これを実現いたしますために、いろいろな形で地方への税源移譲が行われているわけでございますけれども、実態は税源が移譲される額を超えて、地方交付税あるいは補助金、地方譲与税等も含めて減額をされているのが実態でございます。これでは地方分権はできるのかと、こういうことにもなるわけでございます。

したがって、地方6団体、私の所属しております市長会等も通じまして、今までにも何度となく地方への税源移譲については強く要望をしてきているところでございます。引き続きそのことを進めてまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 教育関連の再度のご質問にお答えをいたします。

一番最初のDVDアニメ「誇り」の件に関してでございますが、3点改めてのご質問がございました。学校では使用しないという件でございますけれども、先ほど申し上げましたように、これにつきましてはあくまでも校長の判断でございます。ただ校長には、昨日の会議等におきまして、国会、このDVDが、あるいは市の議会等でも質問がなされているものであるという情報は既に提供してございます。

それから、2番の後援をしないということでございますが、子供たちが参加するものであれば、これは考えていかなければならないというふうに考えております。

3つ目に、文科省の認可をやめさせよというようなことでありますが、機会があれば、DVDを見た感想については述べていきたいというふうに考えております。

それからもう一つ愛国心についてでございますけれども、個人の尊厳より国家を重視するという考えということでございますが、これにつきましては、裏側に、愛国心については要するに強制されるものではないのではないかという、そういうようなものはらんでいるのではないかというふうに考えております。もちろん愛国心そのものについては、当然私は、国として、国を愛する心については必要なものと考えておりますし、またこの愛

国心につきましては、いわゆる自発的な心の動きではありますけれども、自然にわき出るものではないというふうに考えております。

例えるならば、子供の心は本来何色も染められていない、あるいは何色もかかれていない白い紙に例えることができるのではないかと思います。そういう白い紙の中に、人間として、国民として大切なことを教えるのが教育であり、教育の営みにつきましては、児童・生徒の内心に対する働きかけなしにはなり得ないというふうに考えております。そういう面から、愛国心を含めた礼儀、規律、公德心、勇気など、いろんな価値があるわけですが、それらについては、教えられることによって初めて内面的な価値として形成されていくものだというふうに考えております。

続きまして、2番目の図書司書の配置についてでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、図書の司書がそれぞれ学級担任をしながら役務をしているということについては十分認識をしております。そういう面から、先ほど申し上げましたように、本市におきましても負担軽減を図っているところでございます。楽しい図書館づくりということについてでございますが、もちろん専門の司書がいなくても、楽しい図書館づくりに、今、努めているところでございます。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 2回目の質問にお答えいたします。

低所得者への国保税の減免制度の充実という中で、短期被保険者証の表記の件についてお答えいたします。短期被保険者証につきましては、保険税を滞納している者との面談、また機会を増やすことによりまして、納付の促進を図るために、国民健康保険法施行規則の第7条の2の第2項に基づきまして、有効期限を短縮し、交付しているものでございます。ご承知のとおりでございます。

これにつきまして、カードへの「丸短」といいますか、括弧書きで「短」という形で表記してございますが、これは県からの通知によりまして入れているものでございまして、医療機関での資格の確認、それからレセプトの適正処理、それから給付の誤りを防ぐため、通常の被保険者証と区分して表記されておまして、多くの保険者で行われているところでございます。また、完納した場合には直ちに一般の被保険者証との差しかえを行っているところでございます。資格の確認は適正な給付を確保するためのものでございますので、現時点では削除ということは考えていない状況でございます。

それから、小学校卒業までの医療費の完全無料化の中で、所得制限の撤廃についてございました。これにつきまして、303名いるわけでございますが、この「丸福」、医療福祉制度につきましては県の事業でやっているところでございますので、先ほどご答弁申し上げたとおりでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（高木将君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 高橋正美君登壇〕

福祉事務所長（高橋正美君） 介護認定者の障害者控除の周知につきまして、先ほど申しました広報以外に、ケアマネージャーの連絡協議会等を通じまして周知に努めていきたいと思っております。

続きまして、行政と包括支援センター等との体制づくりですけれども、現在も定期的に会議を実施しておりまして、今後も十分に連携を図っていきたいと考えております。

議長（高木将君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 3回目の質問をいたします。

2回目の質問で漏れてしまったんですけれども、過去3年間、この1項目ですけれども、減免の申請はなかったということですが、先ほど市長からも、他市の小額所得制度の減免制度ですけれども、こういうことを即調査したいということですので、やはり申請がないというのは、これでいいということではないですよ。使えない状況の規定にとどまっているということですから、先ほどの市長答弁とあわせて、その辺についての研究を、ぜひあわせてお願いしたいと思います。

教育の関係では、子供たちは真っ白い紙で、その中にきちんと教育援助していくということで、私が今回取り上げた、このDVD「誇り」等、それから教育3法案ですけれども、やはりしっかりした歴史の事実を子供たちに伝えていくということが大事だと思うんですね。今、安倍内閣が戦後レジームからの脱却ということで、非常にこの愛国心問題も1つの、教育3法案に盛り込まれている、これもこの改憲を進めようとする一環だと私は考えているわけですが、市民道徳を重視するという、私はこの立場をとっております。

ですから、あれこれの徳目を、先ほど教育長挙げられましたけれども、立法化すること、これについては批判をしてきたわけです。その時々政権の特定の価値観を押しつけるということは、これは憲法の内心の自由に反するものですから、問題があると思うわけです。やはり教育3法案、これは本当に重大な問題を含んでおりますので、教育委員会、教育長会議でも十分検討してほしいと思います。

それからもう一つ気になりましたのは、子供たちがその講演をしたいというときには行っていきたいということですが、DVD等にかかわる講演会ですけれども、こういったことを子供が希望すると。子供が希望するということは、それを勧めなければそういう話にはならないと思うんですけれども、これについてどういう意味だったのかははっきりわかりませんでしたので、もし講演会を開くということになれば、これはまた大変な問題、先ほどの教育長の意見と反対になるかと思うんですけれども、そのあたりの考えをもう一度お願いしたいと。

それからもう一つ……。

議長（高木将君） 26番議員に申し上げます。時間になりましたので終了していただきたいと思っております。

26番（宇野隆子君） はい、わかりました。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 1つ確認ということで、改めてお話し申し上げたいかと思えます。

3点、議員さんからご指摘ありました点ございましたけれども、2番目として、後援しないということにつきまして、私のほうは、先ほど、子供たちの参加するものであれば考えなければならないということでお話しを申し上げました。